

特集

「地球環境を考えるⅣ」

地球環境は人類がかつて経験したことのないほどの深刻な問題となりつつあります。

本誌では過去3回にわたって、この地球環境問題を特集として取りあげ、様々な分野からの視点でこの問題に取り組んできました。本号でも「地球環境問題を考えるⅣ」として3報の論文を掲載します。

水道水の新しい水質基準					
19物質を新しく規制対象に					
厚生省が定める水質基準値で新設、または従来より厳しくなったもの					
健康に関連する項目			水道水が有すべき性状に関連する項目		
項目名	現行基準	新基準	項目名	現行基準	新基準
シアン	検出されないこと (定量限界 0.01mg/l)	0.01mg/l以下	マンガ	0.3mg/l以下	0.05mg/l以下
			ナトリウム	—	200mg/l以下
水銀	検出されないこと (定量限界 0.0005mg/l)	0.0005mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	(0.3mg/l以下)	0.3mg/l以下
			陰イオン界面活性剤	0.5mg/l以下	0.2mg/l以下
鉛	0.1mg/l以下	0.05mg/l以下	現行基準欄の()は、通知などに基づく暫定水質基準 —は現行では基準がなかったもの		
セレン	(0.01mg/l以下)	0.01mg/l以下			
ヒ素	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下			
トリクロロエチレン	(0.03mg/l以下)	0.03mg/l以下			
テトラクロロエチレン	(0.01mg/l以下)	0.01mg/l以下			
四塩化炭素	—	0.002mg/l以下			
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006mg/l以下			
1,2-ジクロロエタン	—	0.004mg/l以下			
1,1-ジクロロエチレン	—	0.02mg/l以下			
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/l以下			
ジクロロメタン	—	0.02mg/l以下			
ベンゼン	—	0.01mg/l以下			
総トリハロメタン	(0.1mg/l以下)	0.1mg/l以下			
クロホルム	—	0.06mg/l以下			
ブロモジクロロメタン	—	0.03mg/l以下			
ジブロモクロロメタン	—	0.1mg/l以下			
プロモホルム	—	0.09mg/l以下			
チウラム	(0.006mg/l以下)	0.006mg/l以下			
シマジ	(0.003mg/l以下)	0.003mg/l以下			
チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02mg/l以下			
1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002mg/l以下			